

○定年制専門職員給与規則

(平成 28 年 8 月 22 日平成 28 年規則第 138 号)

改正 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 79 号 平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 28 号
平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 38 号 令和 2 年 3 月 25 日令和 2 年規則第 14 号
令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 40 号 令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 64 号
令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 164 号 令和 4 年 12 月 1 日令和 4 年規則第 183 号
令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 70 号 令和 5 年 11 月 28 日令和 5 年規則第 159 号
令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 59 号

(目的)

第 1 条 この規則は、定年制専門職員の就業に関する規則(平成 28 年規則第 137 号。以下「就業規則」という。)第 26 条に定める定年制専門職員の給与について定めることを目的とする。

(給与の区分等)

第 2 条 就業規則第 2 条第 1 号に規定する給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 本給
- (2) 手当
超過勤務手当
役職手当
みなし残業手当
扶養手当
通勤手当
期末手当

2 就業規則第 2 条第 2 号に規定する定年制専門職員の給与は、年俸及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 年俸
- (2) 手当
超過勤務手当
扶養手当
通勤手当

(重複給与の禁止)

第 3 条 定年制専門職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第 4 条 定年制専門職員の給与は、法令及び労使協定に定めるところにより定年制専門職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接定年制専門職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、定年制専門職員の同意により、定年制専門職員が指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 定年制専門職員の給与(ただし期末手当を除く。)の支給定日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員の給与は、前項の支給定日において、当月1日から当月末日までの本給、役職手当、みなし残業手当及び通勤手当(ただし、職員給与規程(平成15年規程第8号)第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)並びに前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。

3 就業規則第2条第2号に規定する定年制専門職員の給与は、本条第1項の支給定日(同項のただし書により別に定める日を含む。)において、年俸を12で除して得た額(以下「年俸月額」という。)及び通勤手当(ただし、職員給与規程第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)並びに前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。

4 毎月16日以後に、定年制専門職員の本給又は年俸月額、手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実の発生したときは、翌月の支給定日に支給する。

5 定年制専門職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。
(非常時払)

第6条 定年制専門職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。
(給与の日割計算)

第7条 月の中途において休職、復職、その他異動があったときの定年制専門職員の当該月における本給又は年俸月額及び役職手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。

2 月の中途において退職があったときの定年制専門職員の当該月における本給又は年俸月額及び役職手当並びにみなし残業手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、死亡したとき又は組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたとき等やむを得ない場合においては、日割計算を行わないことができる。
(給与の日額)

第8条 この規則により定年制専門職員に支給される給与の日額は、就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員にあつては支給される本給及び役職手当のそれぞれの額を当該月の日数から就業規則第9条に定める休日を除いた日数で除して得た額とし、就業規則第2条第2号に規定する定年制専門職員にあつては支給される年俸月額を当該月の日数から就業規則第9条に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

2 前項にかかわらず、就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員に前条第2項の場合において支給される給与の日額は、支給される本給、役職手当及びみなし残業手当のそれぞれの額を当該月の日数から就業規則第9条に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員の勤務1時間当たりの給与額は、本給及び諸手当(みなし残業手当、その他労働基準法(昭和22年法律第49号)第37条の割増賃金の基礎とならない賃金に相当する諸手当を除く。)の月額合計額を就業規則第7条に

定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

- 2 就業規則第2条第2号に規定する定年制専門職員の勤務1時間当たりの給与額は、年俸月額を所定勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

- 第10条 この規則の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。

(本給及び年俸)

- 第11条 就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員の本給は月額とし、当該定年制専門職員の業務内容及び責任の度合いに応じて、別表第1に定める等級・号給により支給する。本給には、退職金に相当する額(1年につき1月分の本給に相当する額)を含むものとする。

- 2 前項の場合において、給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。

- (1) 1等級 上席主幹又はシニアエキスパート(A)
- (2) 2等級 上席主幹又はシニアエキスパート(A)
- (3) 3等級 主幹又はシニアエキスパート(B)
- (4) 4等級 副主幹又はシニアエキスパート(C)
- (5) 5等級 主任又はシニアエキスパート(D)

- 3 新たに任用した就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員の本給は、当該定年制専門職員の職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮して決定する。

- 4 就業規則第2条第2号に規定する定年制専門職員の年俸は、当該定年制専門職員の業務内容及び責任の度合い等に応じて、別表第2に定める基準により、任用時に決定する。年俸には、第20条に定める期末手当と同等の額及び退職金に相当する額(1年につき年俸の1月分に相当する額)を含むものとする。

(昇格)

- 第12条 機構は、上位の等級の職務について十分な能力があり、かつ、勤務成績が良好な定年制専門職員について、定年制専門職員の昇給及び昇降任等に関する細則(平成29年細則第16号。以下「昇給等細則」という。)に則り、昇格させることができる。

(降格又は降号)

- 第13条 定年制専門職員が職務への適格性を欠くと認められたときは、昇給等細則に則り、降格又は降号されることがある。

(昇給)

- 第14条 機構は、4月1日から翌年の3月31日までの期間における定年制専門職員の勤務成績に応じて、昇給等細則に則り、昇給させることができる。

(業務上の功績による昇給)

- 第15条 定年制専門職員が、業務成績の向上、能率増進等により業務上特に功績のあったときは、別に定める基準により昇給させることができる。

(等級及び号給の調整)

- 第16条 定年制専門職員が復職等したときは、等級及び号給の調整をすることができる。

(超過勤務手当)

第 17 条 超過勤務手当は、就業規則第 7 条の所定勤務時間外及び同規則第 9 条の休日における勤務（以下「時間外・休日勤務」という。）を命ぜられた定年制専門職員（就業規則第 7 条第 2 項に該当する者を除く。）に対し、その勤務時間 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額（以下「時間単価」という。）に 100 分の 125 を乗じて得た額から、第 18 条の 2 に定めるみなし残業手当の額を減じた額を支給する。

2 前項の場合において、その時間外・休日勤務が 20 時間以下の場合、前項による超過勤務手当は、支給しない。

3 就業規則第 7 条第 2 項に該当する者に対する超過勤務手当は、時間外・休日勤務 1 時間につき、時間単価に 100 分の 125（所定勤務時間を超える勤務時間が 1 日につき 1 時間までは、100 分の 100）を乗じて得た額とする。

4 定年制専門職員が、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、その勤務時間 1 時間につき、時間単価に 100 分の 25 を乗じて得た額を、第 1 項又は第 3 項の額に加えて支給する。

5 定年制専門職員が、休日に勤務した場合は、その勤務時間 1 時間につき、時間単価に 100 分の 10 を乗じて得た額を、第 1 項又は第 3 項の額に加えて支給する。

6 定年制専門職員の時間外・休日勤務（法定休日（就業規則第 9 条第 3 項）における勤務を除く。）の時間が 1 か月について 60 時間を超えた場合、その 60 時間を超えて勤務した全時間について、第 1 項、第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、時間単価に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を支給する。

7 所定勤務時間外の勤務について、1 時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の 1 日から末日までの和を求め、更にその和に 1 時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。

1 分以上 30 分未満は 0 時間

30 分以上 60 分未満は 1 時間

8 前各項の定めにかかわらず、フレックスタイム制実施細則（令和 2 年細則第 21 号）の定めによりフレックスタイム制の適用を受ける定年制専門職員の超過勤務手当については、同細則の定めを適用する。ただし、第 18 条の 2 に定めるみなし残業手当を受ける者の超過勤務手当においては、同細則第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、同細則第 10 条の清算期間における総労働時間を超過した労働時間から、20 時間（育児、介護又はその他の事由により勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた数）を減じた時間について、時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。

9 第 4 項を除くこの条の規定は、別表第 1 に定める等級が 1 等級から 3 等級までの定年制専門職員のうち、第 18 条に規定する役職手当の支給を受ける職員には適用しない。

（役職手当）

第 18 条 役職手当は、別表第 1 に定める等級が 1 等級から 3 等級までの定年制専門職員のうち、職員給与規程第 20 条第 1 項に規定する職員と同等と認められる定年制専門職員に対して、その者の職務にかかる責任の度合いに応じて本給の額に 100 分の 20 以内の率を乗じて得た額を支給できる。

（みなし残業手当）

第 18 条の 2 別表第 1 に定める等級が 1 等級から 3 等級までの定年制専門職員に対して、みなし残業手当を支給することができる。ただし、第 18 条に定める役職手当の支給を受ける者を除く。

2 みなし残業手当の額は、時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額に、20（ただし、育児、介護又はその他の事由により勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた数）を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

第 18 条の 3 扶養手当は、扶養親族のある定年制専門職員に対し支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその定年制専門職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。ただし、機構以外の機関の扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者及び年間 130 万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者（別に定める者を除く。）は、扶養親族とすることができない。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

（3）満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

（4）満 60 歳以上の父母及び祖父母

（5）満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、次に掲げるとおりとする。

（1）前項第 1 号に該当する扶養親族 6,500 円

（2）前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 10,000 円

（3）前項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族 6,500 円

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに定年制専門職員となった者に扶養親族がある場合又は定年制専門職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その定年制専門職員は、直ちにその旨を人財部に届け出て認定を受けなければならない。

（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに定年制専門職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が定年制専門職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当の支給は、扶養手当を受けている定年制専門職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている定年制専門職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。第6項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている定年制専門職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている定年制専門職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 定年制専門職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(通勤手当)

第19条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつその運賃等を負担することを常例としている定年制専門職員に対し、支給する。

- 2 前項に掲げる通勤手当の額は、職員給与規程第27条の規定に準じて支給する。
(期末手当)

第20条 期末手当は6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職又は死亡した定年制専門職員にあつては、退職又は死亡した日現在)において、定年制専門職員が受けるべき給与の月額を基礎として、職員給与規程の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、その者の勤務成績、在職期間等を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。
(欠勤者の給与)

第21条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から3か年給与の全額を支給する。

- 2 前項に規定する以外の負傷又は疾病により欠勤した場合又は就業規則第17条に該当する場合、その欠勤した日又は時間については、第8条及び第9条の規定により計算した給与の日額及び勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 3 前2項以外の事由により欠勤する定年制専門職員(就業規則第15条の規定による欠勤の届出がなかった場合を除く。)に対する給与は、欠勤を始めた日から1か月間本給又は年俸月額の全額を支給し、その欠勤が引き続き1か月を超えるときは、その1か月を超えた日から当該欠勤の継続する90日間、本給又は年俸月額の半額を支給する。
- 4 前2項にかかわらず、欠勤者のみなし残業手当は、当該月に勤務実績がない場合は全額支給せず、勤務した日又は時間がある場合は全額支給する。

(介護休業等期間中の定年制専門職員の給与等)

第22条 就業規則第36条の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の定年制専門職員の給与については、その期間の勤務しない時間について第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の定年制専門職員の給与等の取扱いについては介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)に定めるところによる。

(休職者の給与)

第23条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命じられた定年制専門職員に対しては、その休職期間中給与の全額を支給する。

2 就業規則第32条第1項第1号(前項に定める場合を除く。)の規定により休職を命じられた定年制専門職員に対する休職期間中の給与は、当該休職期間が1か年までは本給又は年俸月額について100分の80を乗じた額を支給し、1か年を超える期間の給与は支給しない。

3 就業規則第32条第1項第2号の規定により休職を命じられた定年制専門職員に対する休職期間中の給与は、本給又は年俸月額について100分の60を乗じた額を支給する。

4 就業規則第32条第1項第3号の規定により休職を命じられた場合又は同規則第33条第2項ただし書の規定により休職期間が延長された場合の定年制専門職員に支給する休職期間中の給与は、そのつど定める。

5 前3項に該当する者について、みなし残業手当は、当該月に勤務実績がない場合は全額を支給せず、勤務した日又は時間がある場合は全額を支給する。

(育児休業等をする定年制専門職員の給与等)

第24条 育児休業又は出生時育児休業をしている職員(以下この条において「育児休業者等」という。)に対する給与は、当該休業の期間中支給しない。

2 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業者等である就業規則第2条第1号に規定する定年制専門職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある定年制専門職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 定年制専門職員が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 前3項に定めるもののほか、育児休業、出生時育児休業、育児のための勤務時間短縮及び育児時間を取得する定年制専門職員の給与等の取扱いについては、育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)に定めるところによる。

(配偶者同行休業をする定年制専門職員の給与等)

第25条 配偶者同行休業者に対する給与は、当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱いについては、配偶者同行休業に関する細則(平成26年細則第31号)に定めるところによる。

(特定日以降の取扱い)

第26条 定年制専門職員のうち、満60歳に達した日(満60歳の誕生日の前日をいう。)後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日に、第18条に定める役職手当の支給を受けていた者にかかる特定日以降の本給は、特定日前に受けていた本給の金額に100分の70を乗じて得た額(100円未満四捨五入)とする。

- 2 前項の対象となる定年制専門職員には、特定日以降、調整額を支給する。調整額は、前項に定める本給の額に100分の17を乗じて得た額(100円未満四捨五入)とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日平成29年規則第79号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日平成30年規則第28号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日平成31年規則第38号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日令和2年規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日令和3年規則第40号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日令和4年規則第64号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月1日令和4年規則第164号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月1日令和4年規則第183号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行し、改正後の定年制専門職員給与規則別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与差額の支給)
- 2 この規則の施行日に在籍する定年制専門職員に対して、令和4年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の定年制専門職員給与規則による給与の内払いとみなし、改正後の定年制専門職員給与規則による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。
(給与差額の支給日)
- 3 給与差額のうち、期末手当に相当する分については令和4年12月9日に支給し、その他の分については令和4年12月23日に支給する。

附 則(令和5年3月28日令和5年規則第70号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月28日令和5年規則第159号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行し、改正後の定年制専門職員給与規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する定年制専門職員に対して、令和5年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の定年制専門職員給与規則による給与の内払いとみなし、改正後の定年制専門職員給与規則による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額のうち、期末手当に相当する分については令和5年12月8日に支給し、その他の分については令和5年12月25日に支給する。

附 則(令和6年3月25日令和6年規則第59号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

級別本給表

令和5年4月1日適用

等級 号	1	2	3	4	5
1	1373,100	355,400	261,300	240,600	199,400
2	375,900	357,500	263,900	243,400	201,200
3	378,800	359,600	266,600	246,000	203,100
4	381,500	361,900	269,300	248,600	205,000
5	384,400	364,300	272,200	251,200	206,900
6	387,200	366,600	274,700	253,700	208,800
7	389,800	368,700	277,500	256,200	210,700
8	392,500	370,800	279,900	258,700	212,600
9	395,100	373,100	282,500	260,900	214,500
10	397,400	375,800	285,000	263,600	216,400
11	399,700	378,400	287,600	266,300	218,200
12	401,800	381,400	290,100	269,000	219,900
13	403,900	384,200	292,800	271,900	221,900
14	406,200	386,600	295,400	274,400	223,600
15	408,700	388,900	298,000	276,800	225,400
16	410,800	391,000	300,700	279,400	227,200

17	413,100	393,000	303,400	282,000	229,200
18	415,500	395,300	306,100	284,400	230,800
19	417,900	397,600	308,600	287,100	232,800
20	420,400	399,800	311,000	289,600	234,600
21	422,800	401,900	313,500	292,300	236,400
22	425,100	404,200	315,900	294,700	238,300
23	427,900	406,400	318,100	297,100	240,400
24	430,400	408,800	320,400	299,200	242,300
25	432,900	411,000	322,800	301,500	244,400
26	435,600	413,300	325,000	303,500	246,300
27	438,200	415,600	327,200	305,600	248,100
28	440,600	418,300	329,600	307,500	250,000
29	443,300	420,600	332,100	309,500	252,000
30	446,100	423,000	334,600	311,100	253,800
31	448,600	425,200	337,400	312,900	255,900
32	451,300	427,400	339,900	314,800	257,800
33	453,700	429,500	342,600	316,400	259,700
34	456,200	431,800	345,200	318,300	261,700
35	459,100	434,200	347,900	320,100	263,600
36	461,900	436,300	350,600	321,700	265,400
37	464,300	438,500	353,400	323,600	267,100
38	466,800	440,700	355,800	325,300	268,600
39	469,500	443,000	358,300	327,000	269,800
40	472,000	445,000	360,800	328,700	271,100
41	474,800	447,400	363,200	330,600	272,400
42	477,500	449,900	365,600	332,200	273,500
43	480,100	452,300	367,900	334,100	274,700
44	482,700	454,100	369,900	335,900	275,800
45	485,200	456,400	372,000	337,700	277,200
46	487,700	458,700	374,600	339,400	278,400
47	490,200	461,000	376,900	341,200	279,700
48	492,500	463,200	379,300	342,700	280,900
49	495,100	465,600	381,300	344,500	282,100
50	497,500	467,800	383,500	346,200	283,000
51	499,800	470,400	385,600	348,000	284,100
52	502,000	472,600	387,500	349,800	285,300
53	504,400	474,900	389,500	351,400	286,500
54	506,700	477,100	391,500	352,800	287,600
55	508,600	479,500	393,400	354,600	288,700
56	510,800	481,600	395,300	356,400	289,700
57	513,200	483,800	397,000	357,900	290,600

58	515,300	485,700	399,000	359,500	291,600
59	517,200	487,800	401,000	360,900	292,600
60	519,300	489,900	402,900	362,400	293,700
61	521,400	492,000	404,800	363,800	294,900
62	523,800	494,100	406,800	365,200	296,000
63	525,800	496,200	408,700	366,600	297,200
64	527,800	498,200	410,700	368,100	298,300
65	529,900	500,100	412,500	369,300	299,300
66	531,800	501,800	414,400	370,400	300,400
67	533,600	503,800	416,200	371,400	301,700
68	535,100	505,500	418,200	372,700	302,500
69	536,800	507,400	419,900	373,800	303,600
70	537,900	509,200	421,800	375,000	304,600
71	539,300	510,800	423,500	376,000	305,700
72	540,900	512,600	425,200	377,200	306,600
73	542,500	514,500	426,700	378,200	307,600
74	543,900	516,000	428,400	379,200	308,500
75	545,400	517,600	430,000	380,100	309,500
76	546,800	519,100	431,700	381,200	310,300
77	548,200	521,100	433,300	382,200	311,300
78	549,500	522,500	435,000	383,300	312,200
79	550,800	523,800	436,700	384,300	313,100
80	552,000	525,200	438,400	385,400	314,000
81	553,300	526,500	439,800	386,400	315,000
82	554,400	527,700	441,300	387,600	315,800
83	555,500	528,900	442,700	388,600	316,800
84	556,600	530,300	444,200	389,700	317,700
85	557,700	531,300	445,400	390,700	318,600
86	558,800	532,500	446,900	391,700	319,500
87	559,900	533,600	448,100	392,600	320,500
88	561,000	534,700	449,500	393,600	321,300
89	562,100	535,600	450,700	394,400	322,300
90	563,300	536,400	452,000	395,500	323,200
91	564,400	537,300	453,400	396,500	324,100
92	565,500	538,300	454,600	397,300	325,000
93	566,600	539,300	455,900	398,200	326,000
94	567,700	540,300	457,200	399,300	326,800
95	568,800	541,300	458,400	400,300	327,900

96	569,900	542,200	459,800	401,200	328,900
97	570,900	543,000	461,000	402,000	329,900
98	571,900	544,500	462,200	403,100	330,900
99	573,000	545,800	463,200	404,100	332,000
100	574,100	546,500	464,400	405,000	332,900
101	575,200	547,300	465,500	405,900	334,000
102	576,300	548,300	466,600	406,900	335,000
103	577,300	549,200	467,600	407,900	336,000
104	578,400	550,100	468,700	408,800	337,000
105	579,400	550,800	469,700	409,700	337,900
106	580,500	551,600	470,700	410,600	338,900
107	581,600	552,400	471,700	411,400	339,900
108	582,600	553,100	472,700	412,300	340,900
109	583,700	553,900	473,700	413,200	341,900
110	584,700	554,600	474,500	414,100	342,900
111	585,800	555,400	475,400	415,000	343,900
112	586,900	556,200	476,300	415,800	344,900
113	588,000	557,000	477,200	416,700	345,900
114	589,100	557,800	478,100	417,600	346,900
115	590,200	558,600	479,000	418,500	347,900
116	591,300	559,400	479,700	419,400	348,900
117	592,400	560,200	480,500	420,200	349,900
118	593,500	561,000	481,300	421,100	350,900
119	594,500	561,700	482,000	422,000	351,900
120	595,600	562,500	482,800	422,900	352,900
121	596,700	563,300	483,500	423,800	353,900
122	597,800	564,100	484,100	424,600	354,900
123	598,900	564,900	484,800	425,500	355,900
124	600,000	565,700	485,500	426,400	356,900
125	601,100	566,500	486,100	427,300	357,900
126	602,200	567,300	486,800	428,200	358,900
127	603,300	568,100	487,500	429,000	359,900
128	604,300	568,800	488,100	429,900	360,900
129	605,400	569,600	488,800	430,800	362,000
130	606,500	570,400	489,400	431,700	363,100

別表第 2

年俸表

令和6年4月1日適用

号	(円)
12	373,600
22	395,200
32	415,600
42	439,600
52	462,400
62	486,400
72	509,200
82	529,600
92	552,400
102	575,200
112	598,000
122	617,200
132	642,400
142	661,600
152	683,200
162	703,600
172	727,600
182	748,000
192	770,800
202	793,600
212	814,000
222	836,800
232	862,000
242	883,600
252	908,800
262	931,600
272	953,200
282	977,200
292	998,800
303	020,400
313	045,600
323	069,600
333	092,400
343	115,200
353	136,800
363	159,600
373	180,000
383	198,000
393	211,200
403	226,800

41	3,242,400
42	3,255,600
43	3,270,000
44	3,283,200
45	3,300,000
46	3,314,400
47	3,330,000
48	3,344,400
49	3,358,800
50	3,368,400
51	3,381,600
52	3,394,800
53	3,410,400
54	3,423,600
55	3,436,800
56	3,448,800
57	3,459,600
58	3,471,600
59	3,484,800
60	3,495,600